

会 議 録

会議の名称	和泉市個人情報保護審査会
開催日時	令和4年7月1日（金）午前10時から午前10時50分まで
開催場所	和泉市役所3階庁議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護審査会委員 森口会長、島田委員、塚田委員、的場委員、八木委員 ・実施機関（子育て健康部子育て支援室） 山本室長、藤原課長、鍛冶総括主幹、伊勢主査 ・実施機関（危機管理部危機管理課） 山口課長、久保主任 ・事務局職員（総務部総務管財室） 大西室長、門林課長、松井総括主幹、澤田総括主査、松本主任
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に係る大阪府への個人情報の提供について（諮問） 2 自衛官等の募集事務に係る防衛省への個人情報の提供について（報告） 3 令和3年度運用状況について（報告）
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・所管課及び事務局から案件の説明を受け、質疑応答を行った。 ・諮問を受けた案件1につき、承認し、答申することとした。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	会議公開（傍聴者あり1名）

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

<p>1 大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に係る大阪府への個人情報の提供について（諮問）</p> <p>資料に基づいて、子育て健康部子育て支援室から説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月28日付け内閣府地方創成推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」において、コロナ禍において原油価格や電気・

ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を実施することを目的に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」臨時交付金を活用するように示されている。大阪府において、コロナ禍における影響が広く府民に及んでいる中で、特に子育て世帯について、文房具や書籍、おむつ、生理用品等、子どもが生活する上で特有の負担が生じている状況があることから、大阪府内在住のすべての子どもを対象に、ギフトカードの交付を行うべく、前述の臨時交付金を活用し、大阪府子ども教育・生活支援事業を実施するとしている。

- ・参考資料1は、大阪府より、市町村に対し、事業説明会があった際に配布された資料である。
- ・諮問書の2 情報提供の必要性について、大阪府子ども教育・生活支援事業の実施において、住民基本台帳等をもとに支給対象者を特定することになっている。資料番号2は、当初、大阪府から提示された事業スキームであり、大阪府の提案としては、表面記載の案①：市町村補助実施型と裏面記載の案②：府実施主体型の2案が提案された。どちらを採択するかは、各市町村の判断によるものであり、本市としては、案②：府実施主体型で実施を進めることとしている。これによると、実施主体である大阪府に対して本市の住民基本台帳に登録されている対象者の必要情報を抽出し、提供する必要がある。
- ・諮問書の3 諮問理由について、大阪府子ども教育・生活支援事業の実施に際して、大阪府内在住の全ての子どもを対象者としていることから、対象者を抽出するにあたり、大阪府内の市町村の住民基本台帳の情報を利用することが必要となる。
- ・以上より、和泉市個人情報保護条例第9条第1項第6号に基づき諮問する。
- ・諮問書の4 提供する個人情報について、令和4年6月30日を大阪府指定の基準日としている。この基準日において、本市の住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者、0歳から今年度高校三年生年齢の者、平成16年4月2日生まれ以降の児童が対象となる。これら児童の氏名、漢字かな、外国籍の方については通称名等と、生年月日、住所と世帯主氏名、特記事項が提供する個人情報となる。
- ・諮問書の4（2）について、令和5年2月28日までに、大阪府下市町村に出生届が提出された者、新たに出生した者の氏名、生年月日、住所、世帯主氏名、特記事項が提供する個人情報である。

なお、特記事項に関して、大阪府に確認したところ、DV等の理由により、住民票の閲覧制限措置をかけられている者については、そのように伝え回答するようにとのことである。

- ・諮問書の5 個人情報の利用の範囲について、当然のことながら、大阪府の対象者へのギフトカード等の交付に係る業務にのみ限って利用することになる。
- ・諮問書の6 個人情報の保護措置について、大阪府に個人情報を提供するに当たり、大阪

府において、保管場所及び保管責任者を定め、当該情報を目的外に利用しない等、適正な管理を行うとともに、業務終了後は直ちに破棄することを求める文書を本市より発出する。

なお、情報提供の際には、CSVデータを暗号化圧縮し、DVD又はCD-Rにて受渡しを行う。また、当該CSVデータに関する文字情報ファイルもDVD又はCD-Rにて受渡しを行う。参考資料3は、大阪府提供の資料であり、大阪府がギフトカードの発送業務を委託するに際しての仕様書の案となっている。市町村から提供があった情報のデータについては、大阪府が情報を集約し、仕様書の8「対象者データの受け渡し」の項目に記載されている形で、事業者との受渡しを行う。このことから、本市のデータを大阪府指定の様式に加工した上で、大阪府に提供することとなる。

個人情報受渡しの具体的な日時場所等を含めた詳細については、来週、大阪府より情報提供依頼として、個人情報の適正な取扱い方法について発出されることとなっている。

- ・ 諮問書の7 今後のスケジュールについて、令和4年7月初旬に、対象者に関する必要情報を大阪府に情報提供する。令和4年7月下旬には、大阪府から対象者に対してギフトカード等が交付される。以降については、諮問書の4（2）提供する個人情報に記載の新たに生まれた者については、基準日以降の出生データを、必要情報を含めて抽出し、9月上旬、12月上旬、3月上旬の3回に分けて、大阪府に情報提供する予定にしている。

森口会長 他の自治体でもこのような個人情報保護審査会が開かれ、議論しているかと思うが、どうか。

子 育 て 個人情報について、市町村が個々条例で定めているので、その条例に従って、このような個人情報保護審査会を開いている自治体もあるが、すでに同様のことが過去にあったというようなことで開いていないという自治体もある。

事 務 局 市としては、条例上、提供できる場合が定められており、今回、審査会の意見を聴いて、公益上必要があると判断されるのであれば、大阪府に提供するということが開催させていただいた次第である。

的場委員 案①と案②のうち、案②を選ばれた理由は、どこにあるのか。

子 育 て 本市が案②に採用した理由だが、案②であれば7月末にギフトカード等を配布する予定であるが、案①のとおり市が行うとなった場合、非常に厳しいスケジュールであり、さらに予算措置を行う必要がある。また、当初大阪府から示されていたのは、基準日が6月30日であるが、当該基準日をまたいで転出、転入した場合等の詳細が市では分からないため、大阪府で情報集約してもらった方が良いのではないかという結論であった。

島田委員 今回の提供する個人情報は、要配慮個人情報は含まれているか。特記事項が要配慮

個人情報になるのか。

子育て 要配慮個人情報というのは、DV避難者、施設に入っているという情報となるが、これは含まれない。

参考資料2 案②のスキームでは、和泉市が大阪府に情報提供する内容は、②「情報提供を依頼・提供」の部分に記載があり、そのうち「DV避難者と同居している児童」については、大阪府が6月21日から7月5日の2週間、コールセンターを設け、その間に、対象者から申し出があれば大阪府が情報を集約するため、本市から提供することはない。無戸籍者については、毎月、本市市民室が大阪法務局に届出をしているため、情報がある。現在は対象者は0だが、今後対象者がいた場合には、市民室から子育て支援室への提供について本人同意をもらった上で、大阪府に提供することになる。

島田委員 和泉市では、児童福祉施設の入所児童はどうなるのか。参考資料2の②「情報提供を依頼・提供」の部分において、大阪市と堺市と書いてあるが、和泉市ではどのようなになるのか。

子育て 入所の措置は、都道府県又は政令指定都市が行うので、市で入所措置をすることはない。大阪府が入所者を把握しているため、本市からの情報提供はない。大阪市、堺市が措置した者については、それぞれの市から大阪府に情報提供する形になる。

森口会長 この案件は諮問案件であるが、ご質問なければ、外部提供を行うことについて、公益上特に必要性があると審査会で判断してよろしいか。

委員一同 異議なし。

森口会長 期間が短いので、決まったからには早く進めていく方向性でつめていただきたい。

2 自衛官等の募集事務に係る防衛省への個人情報の提供について（報告）

資料に基づいて、危機管理部危機管理課から説明を行った。

- ・資料の1 自衛官等の募集事務に係る個人情報の提供について、自衛隊法97条では、都道府県知事及び市町村長は、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとされており、本市では、広報誌等において、自衛官等の募集事務に関する一部を行っている。また自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官の募集に関し必要があると認められるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるとされている。
- ・資料の2 個人情報の提供方法は、これまで本市では、防衛省に対して、住民基本台帳の写しを閲覧させ、手書きにより複写させることで、当該個人情報の提供を行っていたが、防衛省より紙資料等による提供の要望があり、また総務省より、自衛隊法施行令に規定される資料の提出に住民基本台帳の写しの一部を用いることに特段の問題を生ずるものでは

ないとの見解が示されていることから、紙資料により提供を行うものである。

- ・資料の3 提供する個人情報は、和泉市に住民登録があり、日本国籍を有する者であつて、当該年度に18歳になる者の氏名、生年月日、性別、住所である。

自衛隊の募集環境が厳しい中、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうため、広報資料の送付に使用するものである。個人情報が適切に管理されるよう、防衛省と個人情報の取扱いに関する覚書を締結した上で、個人情報の提供を行っていく。また市では、個人情報の提供に係る除外希望者の募集を行い、除外希望者の意思を尊重し、当該者については個人情報の提供は行わないものである。

- ・資料の6 事務フローは、自衛隊から依頼文書が提出され、危機管理課が受理し、除外希望者の募集を行った上で、危機管理課から市民室に個人情報の提供依頼を出し、除外対象者を名簿から削除した上で、自衛隊に提供するという流れになっている。
- ・資料7 今後のスケジュールとしては、来年1月、募集の提供依頼があつた後、1か月くらいで除外申請の準備を行って、できれば3月中くらいには情報提供できればと思っている。
- ・その他、添付資料としての参考資料1～5のとおりとなっている。

八木委員 対象者は当該年度に18歳となる者とのことだが、学年でいえば4月1日までが同学年である。4月1日生まれの方の取扱いがどうなっているのか

危機管理 そこは確認する。

塚田委員 除外希望者の募集を1月中旬から4月初旬頃にするとのこと、具体的にどのような方法で、対象者に周知する予定か。

危機管理 今のところは、ホームページに掲載する予定であり、またメールなどを登録している方には、お知らせが行くような形になっている。なお、郵送等による周知では間に合わず、広報誌の紙面に載せることもできない。

塚田委員 うまく告知できたとして、除外希望者が多く来てしまい、事務処理が大変になる等を想定しているか。そんなに来ないと想定しているのか、結構来ると想定しているのかどちらか。

危機管理 想定では、9割が希望者であるということにはならないと思っている。

塚田委員 対象者は何人くらいか。今年度18歳になる人は何人程度いるのか。

危機管理 数字は調べていない。

塚田委員 除外希望の申込期間後に転入とか転出とかした場合の対応はどうされるのか。

基準日は、どの時点にいる人を対象にしているのか。

危機管理 今のところは明確に基準日は確認していない。申請の日付をもってという形がいいと思っている。

島田委員 除外申請というのは、手書きで名簿を写させていた時からある制度なのか。

危機管理 手書きの時は、自衛隊が必要なものだけを転記しているので、除外の募集というの
はしていない。

島田委員 除外申請のハードルが結構高い。提供するときは勝手に住所とか生年月日とか渡さ
れるのに、除外申請するときは、証明書がいる。

危機管理 本人又はそのご家族や代理人だと分かるものがないと、誰からの申請なのかが分か
らないため、必要である。

島田委員 自分で用紙をプリントアウトして、自分で証明書のコピーをとって、自分で切手を
貼って送らないといけないということになるのか。

危機管理 送っていただくか、窓口まで来ていただくかになる。

島田委員 和泉市と自衛隊との関係から、和泉市だけがやっているような制度なのか。

危機管理 募集事務は、府下だと岸和田市なども行っている。

島田委員 大阪府の全市ではないのか。

危機管理 DMを送る、送らないということは、自衛隊の判断なので、対象者にDMが届いて
いるか届いていないかまでは分からない。府下の市町村では、ホームページに載っ
ていないところもあったが、ほとんどの市町村がやっている。

森口会長 今回報告案件としているのはなぜか。

危機管理 閲覧ではなく、除外申請者以外データ提供として渡すので、それを行うに当たっ
て、このような事務手続きをするとの報告が必要と判断した。

事務局 先ほど塚田委員からご質問いただいた対象者の人数が大体どれくらいかということ
について、明確な数字は出せないが、15～19歳人口を5で割ると2000人弱
くらいになるので、それくらいと思われる。

的場委員 資料の6 事務フロー図で、年が入っていないのだが、令和5年の1月ということ
でいいか。毎年このようにやるという意味で、あえて入れられていないのか。

危機管理 例年これくらいの時期に、自衛隊から依頼があつて行われるということである。

的場委員 先ほどの除外希望者の募集について、広報誌にも除外希望する方はこうしてくださ
いというのは載せるのか。

危機管理 広報誌は、自衛隊の募集に関することだけ載せている。

的場委員 今回、除外申請の仕方については、広報誌に載せないで、ホームページ1本で、嫌
だったら申請してくださいというのを載せるという形になるのか。

危機管理 そうである。自衛隊からは毎年提供依頼が来ているが、自衛隊から依頼がなければ
提供しない。依頼が来たら、希望者除外申請の受付を開始して、という形になる。

八木委員 市役所の目の付くような、受付や、窓口とかでも告知した方がよい。

危機管理 総務と相談する。

島田委員 なかなか18歳の子は市役所には来ないが。

八木委員 周りから聞いてということも考えられる。

的場委員 広報はできる限りした方がよい。

森口会長 約2000人。除外される人はどれくらいいるのか。

危機管理 今年からなので、どれくらい申請があるのか分からない。

森口会長 これまではなかったのか。

危機管理 これまでは、自衛隊の欲しい情報だけを区切った台帳を手書きで写してもらっていたためになかった。

的場委員 市としては希望は把握していないということになる。

森口会長 除外希望の受付は、一定の必要性はあるかもしれない。多いか少ないか分からない状態であるので。その中で市民がどれくらい危機感を持つか、要検討事項になるかもしれない。

塚田委員 自衛隊側をお願いすることになるかもしれないが、除外希望者の募集期間が、1月中旬などの時期だと、高校三年生の受験時期と重なっているので、共通テストの準備で、除外希望申請書を書くことができない人が結構でてるかと思われる。もしそうであれば、アナウンスだけでも早めにした方がいいのかなと思われる。

八木委員 気づいたら期限が過ぎているという状態になるか。

塚田委員 まだ4月初旬まで期間があるのでまだ間に合うのかもしれないが。時期的には、大学進学を考えている学生にとっては、非常にやりにくい時期かなと思われる。

森口会長 時期も検討していただけたら。

塚田委員 自衛官の場合には、応募したら自衛官になれるのか、試験があるのか。

危機管理 試験はある。

塚田委員 警察や消防は、このような情報が欲しいというのは来てるのか。

危機管理 ない。

塚田委員 自衛隊のみということか。

危機管理 はい。

事務局 広報について、周知の方法や除外の方法をご意見いただいたが、審査会として意見を出すか。

森口会長 報告事項ということからすれば、意見は出せない。

事務局 確認であるが、先ほどの次第1の諮問の答申について、提供は認めるどころ、何か意見をつける、つけないをどうされるか。資料3の方に、受渡しの方法について、DVD又はCD-Rで受渡しとなっているが、他市で問題となっているため、付言するか。

森口会長 する。

事務局 施策上は認め、附帯の部分で付言するというので、案を作成する。

3 令和3年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）

事務局から請求件数、不服申立ての件数等の報告及び請求内容の傾向について報告を行った。

- ・令和3年度の請求等の件数は19件、決定内容については開示等が8件、部分開示等が7件、不存在が4件となっている。
- ・請求等の主な内容としては、戸籍謄本、住民票に関する請求や、市役所への通話録音に関する請求が数件あった。
- ・傾向としては、住民票と戸籍証明については、本人通知制度があり、自分の情報が取得された場合、本人に通知されることから、その制度を利用した開示請求が多くなっている。
- ・また、新庁舎移転に伴い、通話の録音をしており、通話の際の自動音声でその旨を案内していることから、開示請求があった。
- ・令和4年度は6月30日現在7件の請求があり、昨年と比べて3倍の現状。
- ・内容については令和3年度と傾向は大きく変わらない。

委員 質疑等なし。

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。